



## 消防用設備の点検報告 について \_\_西日本防災システム

2016 04 12

消防用設備の点検報告について こんなデータが

NBS<sub>119</sub>

総務省消防庁のまとめによりますと、消防用設備の点検、報告について消防法で報告が義務付けられている全国の施設のうち、各地の消防本部に報告されているのは 2015年3月末時点で **48%**、弊社の兵庫県では **45.9%** なんだそうです。全国でも兵庫県でも 50%を下回っています。

消防用設備の点検・報告制度が始まって40年が経過しますが、この数字はどう理解すればいいんでしょう？

2015年3月末時点で過去1年間に報告が必要な施設約3,870,000カ所のうち、未報告は**2,010,000**(2百1万)カ所にもなるようです。

この201万のいずれかの防火対象物で、火災が発生すれば どうなるんでしょうか？

兵庫県内では伊丹、宝塚市内からの点検報告率は70%を超えていますが、西脇市、朝来氏、加西市、加東市などは10%台のようです。点検・報告も大切ですが、不良箇所の是正も大変重要ですよ！ 設備の充実だけで火災の発生を防ぐ事はできませんが、どなたかの大切なお命を救うことはできるはずですよ！



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ 